

# 中小企業者等事業継続支援金（令和4年1月～5月期分）

## よくあるご質問

よくあるご質問では、中小企業者等事業継続支援金（令和4年1月～5月期分）のことを「支援金」、中小企業者等事業継続支援金申請受付要項（令和4年1月～5月期分）のことを「要項」と記載しております。

1. 支援金の対象となる事業者について  
(要項で定める申請要件全てを満たしていることが条件です。)

### 共 通

**Q 1. 国の事業復活支援金を申請していますが、支援金の対象となりますか。**

A 1. 国や自治体からの給付金や補助金、助成金等の申請や受給の有無は申請要件ではありませんので、対象となります。

### 法 人

**Q 2. どのような法人が支援金の対象となりますか。**

A 2. 次の要件を全て満たす法人が対象となります。

- ①福井県の出資を受けている法人ではないこと。
- ②宗教法人または政治団体関係の法人ではないこと。

### 法 人

**Q 3. 中小企業基本法上に規定される中小企業ではないですが、支援金の対象となりますか。**

A 3. A 2の要件を全て満たす法人であれば対象となります。

協同組合、NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等も対象です。

### 法 人

**Q 4. 本社が福井県外にあります、福井県内に事業所がある場合は、支援金の対象となりますか。**

A 4. 要項で定める申請要件②では「法人税の納税地が福井県内であること。」となっておりますので、本社が福井県外にある場合は支援金の対象となりません。

## 個人事業主

Q 4-2. ①令和2年は県外で営業し所得税を納めていましたが、令和3年は福井県内で営業し所得税を納めています。支援金の対象となりますか。

②令和3年は県外で営業をしていましたが、令和4年に福井県内に事業所を移転し営業をしています。支援金の対象となりますか。

A 4-2. 福井県内で令和3年分の所得税を納めている場合は対象となります。

また、法人の場合は直近の事業年度の法人税の納税地が福井県内であれば対象となります。

## 法人

Q 5. 法人格を持っていない任意の団体（人格なき社団）ですが、支援金の対象となりますか。

A 5. 法人税を申告している団体であれば、支援金を申請することができます。支援金の申請に必要な添付書類についてはチェックリスト（様式1-1）をご確認ください。

## 個人事業主

Q 6. 会社員ですが副業として事業を行っています。支援金の対象となりますか。

A 6. 所得税の確定申告を事業収入または不動産収入で申告している場合は、会社員も対象となります。

## 個人事業主

Q 7. 所得税の確定申告を給与収入と雑収入のみで申告していますが、会社との雇用関係は無く、フリーランスとして活動しています。支援金の対象となりますか。

A 7. 所得税の確定申告を給与収入や雑収入でのみ申告されている方については、令和3年の会社等との雇用契約によらない部分の給与収入および雑収入が、所得税の確定申告で申告している給与収入および雑収入の合計（公的年金等は除く）に対し5割以上を占めていることが要件となります。

この要件を確認するため、チェックリスト（様式1-1）「4添付書類（2）」に記載されている書類の代わりに、次の全ての書類を提出してください。

- ①令和3年分所得税確定申告書第1表の写し（給与収入または雑収入のみで確定申告しているもの）
- ②業務委託契約にかかる令和3年の年間売上（令和3年1月から12月まで）が分かる帳簿の写し

※提出する帳簿は、令和3年1月から12月までの毎月の売上が分かるものとし、年間売上が分かる箇所に必ず○を付けてください。

- ③フリーランスとして活動している部分にかかる全ての業務委託契約書の写し  
※会社等との雇用関係が無いことの証明として提出してください。

なお、令和4年1月から5月までの何れか1月の売上と3年前、2年前または前年の同じ月の売上を比較する際には、業務委託契約にかかる部分のみの売上を比較することになりますので、ご注意ください。

## 個人事業主

**Q7-2. フリーランスとして活動しており、会社との雇用関係は無いのですが、業務委託契約を締結していないため、業務委託契約書の写しを提出できません。この場合、支援金の対象外となりますか。**

A7-2. 令和3年1月から12月までの間、申請者と会社等との間に雇用関係が無い旨を、会社等の代表者が証明した書類を提出してください。

書類には、会社等の住所、代表者の氏名、申請者が令和3年1月から12月まで会社等との雇用関係が無い旨、担当者の氏名、担当者の連絡先および証明した日を必ず記入してください。

書類の提出後、県から会社等に対し、申請者との雇用関係の有無について確認を行います。

## 2. 要項で定める申請要件について

### 共通

**Q8. 要項の申請要件③には「令和4年1月から5月までの何れか1月の売上が3年前、2年前または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること。」とありますが、例えば、令和4年1月の売上が平成31年1月、令和2年1月および令和3年1月の何れの売上と比べても30%以上減少している場合、3回分の支援金（30～90万円）を受給できますか。**

A8. 今回の支援金では、令和4年1月から5月までの何れか1月の売上減少に対する給付になるため、3年前、2年前または前年の同じ月の何れの売上と比べても30%以上減少している場合は、1回分の支援金（10～30万円）しか受給できません。

### 共通

**Q8-2. 令和4年2月の売上減少割合が30%だったので、10万円で申請し支援金を受給しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が予想以上に大きく、令和4**

年5月の売上減少割合が50%となってしまいました。この場合、追加で10万円を申請することは可能ですか。

A8-2. 原則、申請は1回限りとなります。ただし、要項6ページの「中小企業者等事業継続支援金の追加給付の手続きについて」に該当する事業者は追加給付の対象となりますので、必ずご確認ください。

#### 共通

Q8-3. 令和4年4月の売上減少割合が70%だったので、30万円で申請し支援金を受給しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が予想以上に長期化し、令和4年5月の売上減少割合も70%となってしまいました。この場合、5月についても追加で30万円を申請することは可能ですか。

A8-3. 申請は1回限りとなりますので、申請をすることはできません。

#### 共通

Q9. 要項の申請要件④には「売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであること。」とありますが、売上減少の要因が新型コロナウイルス感染拡大によるものとは、具体的にどのようなものを指しますか。また、証拠書類を提出する必要はありますか。

A9. 例えば、休業要請等に伴う休業または時間短縮営業による売上の減少や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響による売上の減少等が挙げられます。

しかし、売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とは無関係の自己都合の休業や業績不振等については、売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるとは認められないため、支援金を申請することはできません。(要項の「9 不正受給(2) 不正受給の例」を参照してください。)

なお、証拠書類の提出は不要です。

#### 共通

Q10. 要項の申請要件⑤には「申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。」とありますが、今後も事業継続する意思を有しているとは、具体的にどの程度の期間を指しますか。

A10. 少なくとも令和4年度末までは事業継続する意思を有している必要があります。

例えば、申請日時点で、令和5年1月に廃業する予定が有る場合には、支援金を申請することができません。

## 共 通

**Q11. 要項の申請要件⑦には「支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。」とありますが、具体的にどのようなことを指しますか。**

A11. 支援金の審査にあたり、チェックリストに記載されている提出書類のみでは、支援金の対象か否かの判別がつかないことがあります。

その場合は、チェックリストに記載されている書類とは別の書類の提出を新たに求めたり、提出された書類の内容について、電話で確認を求めたりすることになります。

別の書類の提出を拒否したり、確認の求めに応じなかったりした場合には、要項で定める申請要件を満たさないこととなり、支援金を給付している場合には支援金の返還を求めますので、ご注意ください。

また、支援金の受給後にも、申請要件を満たしていたか確認するため、書類の追加提出を新たに求めることや、提出された書類の内容について、電話で確認を求めることがあります。書類の追加提出を拒否した場合、また確認の求めに応じなかった場合には、要項の申請要件を満たさないこととなり、支援金の返還を求めますので、この場合もご注意ください。

## 共 通

**Q12. 要項の申請要件⑨「県内の商工会、商工会議所および商工会連合会と事業者との間において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡など、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に対し情報共有体制の構築にかかる依頼があった場合は、協力すること。」の内容について教えてください。**

A12. 県では、事業者向け支援施策の案内や、支援施策立案のための事業者からの情報収集、昨年1月の大雪などの災害時の事業者への連絡など、県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」といいます。）を通じて事業者との情報の共有を図ることとしています。

具体的には、商工会議所等の公式LINEアカウントに、各事業者が参加していただく方法により、情報の共有を図っております。

そのため、申請書に記載の情報を県から商工会議所等に提供することに同意していただくとともに、後日、商工会議所等の公式LINEアカウントへの参加を依頼させていただくこととなります。

## 共 通

**Q12-2. LINEを使用していませんが、県内の商工会議所等に対し申請書に記載の事業者名、住所、連絡先（電話、FAX）を提供することに同意する必要はありま**

すか。

- A12-2. 事業者にLINEを使用している方がいない場合には、商工会議所等よりFAXやメール等のLINE以外の手段により、情報の共有を図ることを検討します。については、商工会議所等から各事業者に対し、FAXやメール等を用いた情報の共有について依頼させていただきますので、申請書に記載の情報を商工会議所等に提供することについて同意していただく必要があります。

### 3. 売上の計算方法について

#### 共通

Q13. 要項の申請要件③には「令和4年1月から5月までの何れか1月の売上が3年前、2年前または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること。」とありますが、ここでの売上とは、具体的に何を指しますか。

- A13. 今回の支援金における売上とは、経費を差し引く前の収入額のことを指します。なお、原則、国や自治体からの給付金、補助金、助成金等は含める必要はありませんが、創業特例で申請する場合、令和3年8月と9月の売上については、福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を含めてください。令和3年8月の時短営業に対する協力金は、令和3年8月の売上に、令和3年9月の時短営業に対する協力金は、令和3年9月の売上にそれぞれ含めてください。

#### 共通

Q13-2. 決算日が月の途中（2月20日等）の場合、1月の売上は当月21日から翌月20日までとして計算すればよいですか。

- A13-2. 例年、確定申告をする際の月別売上金額の算出方法に準じてください。

#### 個人事業主

Q14. 所得税の確定申告を事業収入と給与収入の両方で申告していますが、売上には事業収入と給与収入の両方を含めるのですか。

- A14. 所得税の確定申告を事業収入と給与収入の両方で申告している場合、売上は事業収入のみ含め、給与収入は含めません。よって、令和4年1月から5月までの何れか1月の事業収入と3年前、2年前または前年の同じ月の事業収入とを比較し、30%以上減少している場合は、支援金を申請することができます。

## 個人事業主

**Q15. 所得税の確定申告を事業収入と不動産収入の両方で申告していますが、売上には事業収入と不動産収入の両方を含めるのですか。**

A15. 所得税の確定申告を事業収入と不動産収入で申告している場合、売上は事業収入に不動産収入を加えた額になります。

よって、令和4年1月から5月までの何れか1月の事業収入に不動産収入を加えた額と3年前、2年前または前年の同じ月の事業収入に不動産収入を加えた額とを比較し、30%以上減少している場合は、支援金を申請することができます。

## 個人事業主

**Q16. 所得税の確定申告を給与収入と雑収入の両方で申告しています。業務委託契約にかかる売上が全体の5割以上を占めていることが申請要件となっていますが、全体には給与収入と雑収入の両方を含めるのですか。**

A16. 全体を算出するにあたっては、令和3年分所得税確定申告書第1表に記載されている給与収入と雑収入のうち公的年金等を除いた部分を合計します。

## 4. その他

### 共通

**Q17. 支援金申請書類チェックリストの添付書類(1)に「令和4年1月から5月までの5か月分の帳簿の写し」および「令和4年1月から5月までの何れか1月の売上が平成31年(令和元年)、令和2年または令和3年の同じ月と比べ30%以上減少していることが分かる、比較月の帳簿の写し」とありますが、ここでの帳簿とは、具体的にどのようなものを指しますか。**

A17. 今回の支援金における帳簿とは、事業上の取引や売上が記載されたもので、決算書作成の基礎となるものを指します。今回の支援金では、特に様式を定めておりませんが、月単位の売上が分かる帳簿の写しを提出してください。また、月単位の売上が分かる箇所には必ず○を付けて提出してください。

## 個人事業主

**Q18. 公的年金を受給していますが、事業所得が20万円以下のため、所得税の確定申告をしておらず、所得税確定申告書第1表の写しがありません。所得税確定申告書第1表の写しの代わりに、市民税・県民税申告書の写しを提出してもいいですか。**

A18. 所得税の確定申告をする必要のない方については、市民税(町民税)・県民税申告書の写しの提出も可とします。なお、所得税の確定申告をする必要がある方については、

所得税確定申告書第1表の写しを提出していただく必要がありますのでご了承ください。

## **共 通**

### **Q19. 支援金の給付が決定した場合、通知が送られてきますか。**

A19. 要項では、支援金の給付を決定した場合には、支援金を給付することにより通知に代える旨を定めています。よって、通知を送付することはありませんのでご了承ください。

支援金の給付決定の有無については、通帳の記帳によりご確認ください。

振込依頼人名はフクイケンケイゾクシエンキンジムキョクと表示され、給付額は10万円、20万円または30万円の何れかです。

なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合には、給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

## **共 通**

### **Q20. 申請書類の審査の結果、支援金を給付しない旨を決定した際には、申請書類は返送されますか。**

A20. 支援金を給付しない旨を決定した際には、申請書類は返送しません。また支援金の給付を決定した際にも申請書類は返送しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

## **創業特例**

### **Q21. 令和3年10月15日に創業したため、平成31年1月から令和3年5月の売上がなく、要項の申請要件③「令和4年1月から5月までの何れか1月の売上が3年前、2年前または前年の同じ月と比べ30%以上減少していること。」を満たしていません。この場合、特例はありますか。**

A21. 令和3年3月2日から令和4年3月31日までに創業した事業者については、特例措置を設けております。詳細については、11ページ以降の「中小企業者等事業継続支援金（令和4年1月～5月期分）創業特例について」をご覧ください。

## **創業特例**

### **Q22. 創業日の定義を教えてください。**

A22. 法人の場合は、法人設立届出書の設立年月日に記載の日付を創業日とします。また



個人事業主の方の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の開業・廃業等日に記載の日付を創業日とします。

## 法人

**Q23. 令和4年4月1日に法人成り（個人事業主から法人に変更）したため、令和4年3月31日までの創業者が対象となる創業特例には該当しません。この場合、何か特例はありますか。**

A23. 令和3年3月2日以降に法人成りした事業者については、要項で定める申請要件に加え、次の要件を全て満たしている場合に限り、支援金を申請することが可能です。申請については、法人の区分で申請してください。

- ①法人成り前（個人事業主時）の事業者と法人成り後の法人の代表者とが同一人物であること。
- ②次の個人事業の開業・廃業届出書の写しを提出すること。
  - ・「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」の欄の設立法人名、代表者名、法人納税地および設立登記が記入されているものであること
- ③次の法人設立届出書の写しを提出すること。
  - ・「設立の形態 1 個人企業を法人組織とした法人である場合」の欄に○が付けられているものであること

①～③の要件を全て満たす場合については、法人成りの前後で同一の事業者とみなしますので、法人成りの前後で該当する月の帳簿の写しを提出してください。

なお、法人成りした事業者で、創業特例の要件にも該当する場合については、創業特例による支援金の申請も可能です。

## 個人事業主

**Q24. 令和4年4月1日に個人成り（法人から個人事業主に変更）したため、令和4年3月31日までの創業者が対象となる創業特例には該当しません。この場合、何か特例はありますか。**

A24. 令和3年3月2日以降に個人成りした事業者については、要項で定める申請要件に加え、次の要件を全て満たしている場合に限り、支援金を申請することが可能です。申請については、個人事業主の区分で申請してください。

- ①個人成り前（法人時）の代表者と、個人成り後の事業者とが同一人物であること。
- ②事業廃止届出書の写し（法人分）を提出すること。
- ③個人事業の開業・廃業等届出書の写しを提出すること。

①～③の要件を全て満たす場合については、個人成りの前後で同一の事業者とみなしますので、個人成りの前後で該当する月の帳簿の写し提出してください。

なお、個人成りした事業者で、創業特例の要件にも該当する場合については、創業特例による支援金の申請も可能です。

### **個人事業主**

**Q25. 令和3年12月31日までは会社員として働いていましたが、令和4年1月1日に親から事業を引き継ぎ、現在は個人事業主として事業を行っています。しかし、創業特例で定められている令和4年2月から5月までの売上の合計を4で割った額が、令和4年2月から5月の何れか1月の売上よりも少ないため、創業特例には該当しません。親から事業を引き継いだ場合について、何か特例はありますか。**

A25. 令和3年3月2日以降に親族から事業を引き継いだ事業者については、要項で定める申請要件に加え、次の要件を全て満たしている場合に限り、支援金を申請することが可能です。申請については、個人事業主の区分で申請してください。

- ①民法第725条で定める親族からの事業引き継ぎ（事業承継）であること。
- ②下記の個人事業の開業・廃業届出書の写しを提出すること。（開業にかかる分）
  - ・「届出の区分」の開業の箇所に○が付けられており、かつ事業の引継ぎを受けた場合として、受けた先の住所および氏名が記入されているものであること
- ③下記の個人事業の開業・廃業届出書の写しを提出すること。（廃業にかかる分）
  - ・「届出の区分」の廃業の箇所に○が付けられており、かつ事業を引き継いだ先の住所および氏名が記入されているものであること
  - ・なお、②および③に記入されている住所および氏名については、それぞれの届出者の住所および氏名と整合性が取れているものであること

①～③の要件を全て満たす場合については、事業承継の前後で同一の事業者とみなしますので、事業承継の前後で該当する月の帳簿の写しを提出してください。

なお、親族から事業承継した事業者で、創業特例の要件にも該当する場合については、創業特例による支援金の申請も可能です。

# 中小企業者等事業継続支援金（令和４年１月～５月期分） 創業特例について

（※申請書の申請日が令和４年７月１５日以降のものから適用されます。）

## 1 概要

令和３年３月２日から令和４年３月３１日までに創業した事業者または事業承継により事業を引き継いだ事業者については、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全てを満たしている場合に限り、創業特例として支援金の申請が可能です。

なお、令和４年４月１日以降に創業した事業者については、創業特例の対象となりません。

- Ⅰ 中小企業者等事業継続支援金受付申請要項（令和４年１月～５月期分）の申請要件で定める「令和４年１月から５月までの何れか１月の売上が３年前、２年前または前年の同じ月と比べ３０％以上減少していること」以外の申請要件を全て満たしていること。
- Ⅱ 「２ 創業特例申請要件」で定める要件を全て満たしていること。
- Ⅲ 「３ 提出書類」で定める書類を提出していること。

## 2 創業特例申請要件

- (1) 創業日が令和３年３月２日から令和３年１１月３０日までの事業者（創業区分：①～⑨）
  - ・「令和４年１月から５月までの何れか１月の売上」が、「創業日が属する月の翌月から令和３年１２月までの売上の合計を、創業日が属する月の翌月から１２月までの月数で除した（割った）額」に比べ３０％以上減少していること。
- (2) 創業日が令和３年１２月１日から令和４年３月３１日までの事業者（創業区分：⑩～⑬）
  - ・「創業日が属する月の翌月から令和４年５月までの何れか１月の売上」が、「創業日が属する月の翌月から令和４年５月までの売上の合計を、創業日が属する月の翌月から５月までの月数で除した（割った）額」に比べ３０％以上減少していること。

※詳細については次ページの創業区分早見表を確認してください。

※最後のページの比較対象イメージ図を参考にしてください。

## 創業区分早見表

創業区分	創業日	計算方法
①	R3.3.2～31	R3.4～R3.12の売上の合計 ÷ 9
②	R3.4.1～30	R3.5～R3.12の売上の合計 ÷ 8
③	R3.5.1～31	R3.6～R3.12の売上の合計 ÷ 7
④	R3.6.1～30	R3.7～R3.12の売上の合計 ÷ 6
⑤	R3.7.1～31	R3.8～R3.12の売上の合計 ÷ 5
⑥	R3.8.1～31	R3.9～R3.12の売上の合計 ÷ 4
⑦	R3.9.1～30	R3.10～R3.12の売上の合計 ÷ 3

創業区分	創業日	計算方法
⑧	R3.10.1～31	R3.11～R3.12の売上の合計 ÷ 2
⑨	R3.11.1～30	R3.12の売上の合計 ÷ 1
⑩	R3.12.1～31	R4.1～R4.5の売上の合計 ÷ 5
⑪	R4.1.1～31	R4.2～R4.5の売上の合計 ÷ 4
⑫	R4.2.1～28	R4.3～R4.5の売上の合計 ÷ 3
⑬	R4.3.1～31	R4.4～R4.5の売上の合計 ÷ 2

### 3 提出書類

- ・ 創業特例により支援金を申請する場合には、下記書類を必ず提出してください。
- ・ なお、下記書類の提出が無い場合は、創業特例は適用されません。

#### (1) 法人

- ・ 税務署に提出した「法人設立届出書」の写し  
※「設立年月日」欄に設立年月日の記載があるものに限ります。
- ・ 創業日が属する月の翌月から令和4年5月までの売上が記載された帳簿の写し  
※帳簿の写しには、該当する各月の売上が分かる箇所に必ず○を付けてください。

#### (2) 個人事業主

- ・ 税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」のうち開業にかかる分の届出の写し  
※「開業・廃業等日」欄に開業年月日の記載があるものに限ります。
- ・ 創業日が属する月の翌月から令和4年5月までの売上が記載された帳簿の写し  
※帳簿の写しには、該当する各月の売上が分かる箇所に必ず○を付けてください。

【参考】比較対象イメージ図

(1) 創業日が令和3年3月2日から令和3年11月30日までの事業者（創業区分：①～⑨）

年	令和4年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	何れか1か月の売上											

  

年	令和3年												
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
				創業日の翌月～12月までの月平均の売上									

この2つを比較します。

(2) 創業日が令和3年12月1日から令和4年3月31日までの事業者（創業区分：⑩～⑬）

年	令和4年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	創業日の翌月～5月までの何れか1か月の売上											

  

年	令和4年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	創業日の翌月～5月までの月平均の売上											

この2つを比較します。